

アジア・オセアニア編

【07】 ベトナム(1): 化学品法詳細規定改正 —— 規制物質追加や濃度裾切値設定など広範囲な改正 —— 化学物質関連

全 7 ページ。詳細説明、リンクはサンプルのため省略している。

法律/政策の名称	(1) 『化学品法の詳細に関する政令 113/2017/ND-CP』の複数条項の改正・補足に関する政令 82/2022/ND-CP (2) 『化学品法および政令 113/2017/ND-CP の詳細に関する通達 32/2017/TT-BCT』の改正・補足に関する通達 17/2022/TT-BCT
現地語名称	(1) Nghị định 82/2022/ND-CP sửa đổi Nghị định 113/2017/ND-CP hướng dẫn Luật Hóa chất 省略
公布/施行日等	(1) 制定日 2022 年 10 月 18 日、施行日 2022 年 12 月 22 日 (2) 制定日 2022 年 10 月 27 日、施行日 2022 年 12 月 22 日
カバー期間	2022 年 12 月初めから 2023 年 5 月終わり

バックグラウンド情報

- ベトナムにおける化学物質管理の最も基本法である化学品法 (06/2007/QH12) は 2007 年に制定、2008 年に施行された。その後、...省略...化学物質管理に関する完全な法的枠組みが構築できたと言える。
- 化学品法は、これまでの 14 年間の実施において様々な問題点が露呈してきた。...省略...具体的には、以下の点が指摘されている。
 - (1) 化学品と製品の区別、製造の定義、免除対象等は不明確である。
...省略...
 - (6) GHS に基づく危険有害性の分類方法には曖昧である。など
- 2020 年には、ベトナム投資法の改正とともに、「商工省所管分野における事業投資条件に関する政令の幾つかの条項の改正および補足に関する政令 17/2020/ND-CP」が制定された。...省略...議論が長引き、大幅に遅れることとなった。

最近の主な動向

- ベトナム政府は 2022 年 10 月 18 日、『化学品法の詳細に関する政令 113/2017/ND-CP』の複数条項の改正・補足に関する政令 82/2022/ND-CP を公布し、2022 年 12 月 22 日より施行された。本政令は、...省略...変更など、様々な点を改正する内容となっている。
- さらに、商工省は 2022 年 10 月 27 日、「化学品法および政令 113/2017/ND-CP の詳細に関する通達 32/2017/TT-BCT の改正・補足に関する通達 17/2022/TT-BCT」を公布し、政

令 82/2022/ND-CP と...省略...などの規定を改正している。

■政令 82/2022/ND-CP と通達 17/2022/TT-BCT による重要な改正点は以下の通り。

詳細説明は省略

- (a) 適用範囲の明確化
- (b) 免除対象の明確化
- (c) 濃度裾切値の設定
- (d) 各種ライセンスの申請書類の簡略化
- (e) 輸入時に特別な管理が必要となる化学品の指定
- (f) 条件付き化学品の追加

政令 113/2017/ND-CP の「附属書 I: 条件付き化学品リスト」に 16 物質が追加された。
その中には、以下の基礎化学品も含まれる。

物質名	CAS RN
無水アンモニア (NH ₃)	7664-41-7
省略	
リン (P) (白・黄・赤)	12185-10-3 ; 7723-14-0

- (g) 制限化学品の追加

政令 113/2017/ND-CP の「附属書 II: 制限化学品リスト」に、ストックホルム条約で規制される以下の 6 物質が追加された。

物質名	CAS RN
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	25637-99-4 ; 3194-55-6
省略	

- (h) 制限化学品の製造・取引許可書の期限について補足

通達 17/2022/TT-BTNMT によって、制限化学品の製造・取引許可書の有効期限が交付日から「5 年間」と新たに設定された。

- (i) 化学事故予防対応措置の対象事業者に対する演習の義務化
- (j) 危険有害性区分の変更
- (k) 化学品活動に関する年次報告期限を変更

今後の展開とスケジュール

■冒頭で述べたように、ベトナム化学品法の改正は、ここ数年、幅広い議論と活発な意見募集が行われてきた。化学品法の詳細規定に関する政令 113/2017/ND-CP および通達 32/2017/TT-BCT の改正は、現行法の一部の問題点に対処したに過ぎず、化学品法全体の根本的な問題点に対処するには、本法の改正が必要である。そこで、商工省は「化学品法の複数条項の改正・補足に関する法案」を制定し、2022 年 10 月 22 日に改正の提案書を公表した。現行制度における曖昧な点の明確化に加えて、国内化学産業発展の促進、化学

物質のリスク評価の実施、製品中の化学物質管理の強化などが提案されている。本提案は現在も各省庁や産業界による幅広く意見募集が行われている。商工省は 2024 年 10 月の第 15 期第 8 回国会にて提案書とともに改正法案を提出し、2025 年 5 月の第 9 回国会での可決を予定している。

EnviX 展望と見解

政令 82/2022/ND-CP および通達 17/2022/TT-BCT による改正・補足に関しては、事業者は自社に関係する規制、施設での対象物質・製品の再確認、また管理体制の再整理などの作業が必要となる。また、各種法令に基づき事業者への要求事項を緩和する点もあれば、厳格化する点もあると見られる。特に、以下の点について注意すべきである。

緩和される点

- 適用範囲に関して様々な化学製品（塗料、インク、家庭用の接着剤および漂白剤など）が政令 113/2017/ND-CP の対象外となるが、当該化学品は、あくまでも製造・取引（輸出入を含む）の許認可などの事業投資要件のみが免除されているが、製造・取引・使用・保管・輸送などの取り扱いにおける安全要件は、政令 113/2017/ND-CP および関連法令の適用対象外ではないことを注意されたい。
- 化学品の「製造」という定義の明確化により、条件付きまたは制限化学品に関する各種許認可が免除されるが、「製造資格証明書／許可書」と「取引資格証明書／許可書」は基本的に別のものであることを念頭に置く必要がある。例えば、化学品商社は、該当する化学品を製造していなくても、取引資格証明書／許可書を申請・取得しなければならない。
- 濃度裾切値（0.1%未満）の設定により、条件付き化学品、制限化学品、申告化学品の免除対象が拡大されたが、混合物のみ適用される。しかし、ベトナム化学品法では、「混合物」、「不純物」、「添加物」に関する定義が不明確であるため、その対応には混乱が生じる可能性もある。

厳格化される点

- 制限化学品リスト（附属書 II）に、ストックホルム条約で規制される 6 物質が追加されたが、ベトナムでは POPs は天然資源環境省と商工省の 2 つの主務官庁で管理されている。2022 年 1 月 10 日、ベトナム政府は「環境保護法の複数条項の詳細規定に関する政令 08/2022/ND-CP」を公布し、同日に発効した。本政令の第 38～42 条では、上記の 2020 年環境保護法の第 69 条を中心として、ストックホルム条約に基づき適用免除となる POPs の申請（免除申請）、POPs 含有製品のラベル表示、情報公開、適合性評価・検査などの責任について詳細に規定されている。特に、本政令の第 38 条に従って、POPs を輸入する事業者は、天然資源環境省へ免除申請を行い、免除申請承認通知書を得なければならない。この通知書は、税関が POPs 物質の通関手続きを検討、許可する根拠文書となる。本規定は 2023 年 1 月 1 日から既に適用開始された。このように、POPs の輸入・販

売を行う事業者は、両者の所管機関へ申請する必要がある。

- 化学事故予防対応措置の演習の義務化により、化学物質に関する年間演習活動が増加している。これに加えて、事業者は 2 年に 1 度、化学品安全講習会も実施しなければならない。政令 82/2022/ND-CP により、この講習会でも演習内容の補足をするよう規定されており、上記の化学事故予防対応措置の演習と混同しやすいため、両者を区別して管理するよう注意が必要である。

【2023.06.05 dn】